

# 住民課からのお知らせ

各種受給者証・認定証の有効期限は、7月31日です。  
更新手続きが必要ですので、お忘れなく！

問い合わせ／吉備庁舎住民課保険年金班

『ひとり親家庭医療費受給資格証』  
『重度心身障害児(者)医療費受給者証』  
の更新手続きについて

現在お持ちの受給者証は7月31日で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡ししますので、次のものをご持参の上、更新手続きにお越しください。なお、該当される方には事前に案内と申請書用紙をお送りします。

- ① 申請書／必要事項の記入・押印を忘れずにお願ひします。
- ② 加入している健康保険証／対象となる方、全員分をお持ちください。
- ③ 現在お持ちの受給者証

国民健康保険限度額適用認定証などの  
更新申請手続きについて

有効期限が7月31日になっている入院時などに必要な次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。役場各窓口で7月27日以降に申請手続きを行ってください。申請の際は、世帯主または世帯主から委任を受けた方が、認印と来られる方の運転免許証など身元の確認ができるものをご持参ください。

所得の変動や世帯構成の変更などで7月まで該当していても8月以降該当しない場合や、現在該当していなくても8月以降該当になる場合もあります。詳しくは吉備庁舎住民課保険年金班までお問い合わせください。

●『国民健康保険限度額適用認定証』  
70歳未満で町県民税が課税されている世帯の方

●『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』  
町県民税が非課税世帯の75歳未満の方

『国民健康保険高齢受給者証』の  
更新について

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、7月下旬に新しい「高齢受給者証」を郵送します。  
8月からは必ずこの新しい「高齢受給者証」をお使いください。

## 【一部負担金の割合】

70歳から医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合は、現役並み所得者は3割、その他の方は2割（ただし、特例措置により誕生日が昭和19年4月1日以前の方は「1割」となります。一部負担金の割合は受給者証に記載されます。

『老人医療費受給者証』の  
更新手続きについて

満67歳以上70歳未満の方で、次の①～⑤のすべての要件を満たす方を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年更新申請手続きが必要です。

なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付しますので、保険証と認印をご持参の上、手続きにお越しください。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合がございますのでご注意ください。

## 【受給要件】

- ① 世帯全員の町県民税が非課税であること。
- ② 世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金、障害年金などあらゆる収入を含む）。

1人 100万円  
2人 140万円  
3人 180万円

（以降1人増えるごとに40万円加算）

- ③ 預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること。
- ④ 現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畑山林など直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。
- ⑤ 世帯以外の方から扶養を受けていないこと。